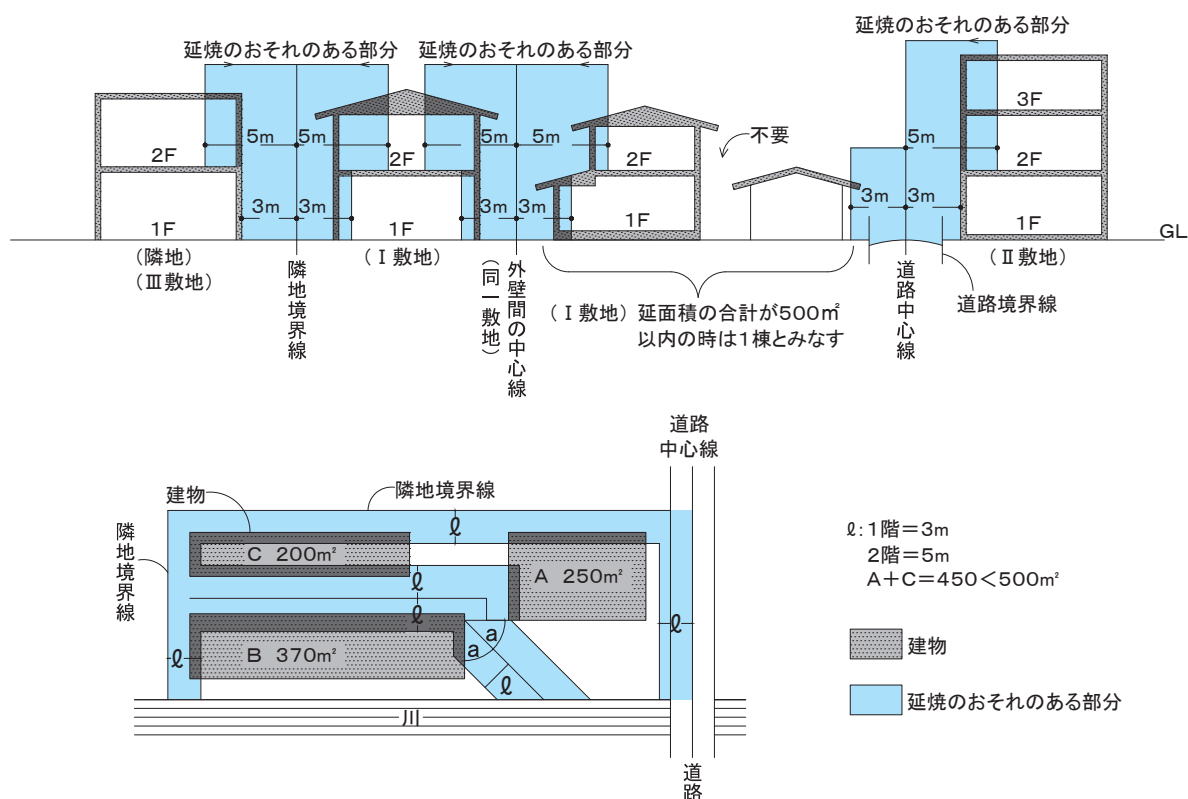


7 参考資料(関連法規)

4)「建築基準法」防耐火性能に関わる規定

⑩延焼のおそれのある部分(法2条の6)

- 延焼のおそれのある部分とは、道路中心線・隣地境界線の2棟以上の棟相互の外壁間距離の中心線より1階は3m以下、2階は5m以下の距離にある建築物の部分の意味します。
- ▶ただし、2棟以上の延面積の合計が、500m²以内の建築物は、1棟の建築物とみなします。
- ▶延面積の合計が、500m²以内の建築物の組み合わせ方法は自由です。
- ▶防火上有効な公園・広場・川などの空き地、水面、耐火構造の壁に面している部分には適用しません。



※建築部の外壁線が上図に示す規定に適合しない、すなわち広い敷地の中央寄りに建設されない限り、「延焼のおそれのある部分」は、多くの建築物に存在する部分ですが、建築を行う敷地が防火地域や準防火地域に含まれていない場合でも、防火性能を求められる建築物を建設する場合には、「延焼のおそれのある部分」の範囲にあるかどうかで、要求される防耐火性能が異なりますのでご注意ください。

参考例

法22条区域(※1)にある木造建築物は、外壁の内「延焼のおそれのある部分」を準防火性能以上としなければならない(法23条)と規制されています。一般的に建築物の外壁の一部を準防火性能以上としなければならない場合には、それ以外の部分の外壁も同様の性能や仕様にする事が多く、従って見かけ上は建築物の外壁全体に防火規制がかかっているように見える場合がありますので注意が必要です。

※1 建築基準法第22条第1項に規定される特定行政庁が指定する区域。屋根の防火性能に関する規制があります。